

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人の母である請求外〇〇さん（以下「母」といい、請求人と併せて「請求人世帯」という。）に対し、いずれも令和元年6月19日付けで行った各保護変更決定処分（うち、変更日を①平成31年4月1日とするもの（以下「本件処分1」という。）、②令和元年5月1日とするもの（以下「本件処分2」という。）及び③令和元年6月1日とするもの（以下「本件処分3」といい、本件処分1及び本件処分2と併せて「本件各処分」という。））について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件各処分は違法又は不当であると主張する。

- 1 本件各処分は、いずれも職員の事務処理の遅れによって生じた過払い保護費の返還を求めるものであって、請求人の障害基礎年金の手続き状況の把握に関する事務処理が速やかになされ

なかったことについては、処分庁も自認している。

この点、東京地方裁判所平成29年2月1日判決（以下「地裁判決」という。）によれば、福祉事務所の職員の過誤により過支給となった生活保護費の全額を返還すべき額とする旨の決定については、(1)当該決定に至る過程で、福祉事務所において、当該決定当時の被保護者の資産や収入の状況、その今後の見通し、過支給に係る生活保護費の費消の状況等の諸事情を具体的に調査し、その結果を踏まえて、当該生活保護費の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、被保護者に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、被保護者及びその世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をしなかった、(2)専ら福祉事務所の職員の過誤により相当額に上る生活保護費の過支給がされたのに、当該決定に当たり、過誤に係る職員に対する損害賠償請求権の成否やこれを前提とした当該職員による過支給費用の全部又は一部の負担の可否についての検討がされなかった等の事情の下では、当該決定は、福祉事務所長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものとして違法であるとされている。

しかし、処分庁は、請求人に対して保護費の返還を求めるに際しては、請求人を含めた世帯員の資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情等について考慮すべきであるにもかかわらず、一切これらの考慮をすることなく返還を求めるに至ったものであり、本件各処分は処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となることは明らかである。

2 地裁判決が、法63条による保護費返還金決定処分に関するものであったとしても、地裁判決のいう、「…被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解され

る」との点は、法 63 条による返還決定を行う場合と、法 25 条に基づく遡及変更の際に法 80 条に基づき返還免除を行う場合とで変わりがなく、「…考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となると解するのが相当」という考え方は、法 80 条に基づく返還免除の際にも適用されるというべきである。

この点、平成 31 年 4 月 17 日に請求人が収入申告をしてから同年 5 月分の保護費の支給日まで半月以上の期間があったことから、同年 5 月分及び 6 月分の保護費についての過支給は「専ら」職員の責任によって生じたと言えないまでも、相当程度に職員の責任によって生じたものと評価すべきである。

また、遡及変更を決定するにあたって、処分庁には法 80 条にいう「やむを得ない事由」が存するかどうかを考慮した上で判断する義務があったことが明らかであるところ、処分庁は、母の体調不良等の事情について一切の考慮を行わず、また、行おうともしないまま判断を行ったことは、処分庁に課せられた義務に反したものであるというほかはない。

したがって、本件各処分は、いずれも処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法があることは明らかである。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、いずれも棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 4月20日	諮問
令和3年 6月25日	審議（第56回第2部会）
令和3年 7月30日	審議（第57回第2部会）
令和3年 8月11日	処分庁へ調査照会
令和3年 8月20日	審議（第58回第2部会）
令和3年 8月24日	処分庁から回答を収受
令和3年 9月17日	審議（第59回第2部会）
令和3年10月 8日	審議（第60回第2部会）
令和3年11月 5日	審議（第61回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされている。

(2) 収入認定について

ア 次官通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・2によれば、収入の認定

は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、適正に認定することとされ、同 3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

イ 局長通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

(3) 職権による保護の変更について

ア 法 25 条 2 項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

イ そして、保護の実施機関の認定変更が適切に行われなかったことにより保護費の不足又は過払が生じた場合であっても、実施機関が再算定を行い、遡及的に正しい扶助額に変更する決定をすることは可能であるが、一般に、最低生活費の遡及変更は、3 か月程度（発見月からその前々月分まで）とされている（「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13-2・答 2）。

(4) なお、次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 これを本件についてみると、処分庁は、本件収入申告に基づき、令和元年6月19日付けで、同年4月分ないし6月分の各保護費の収入充当額について、退職共済年金に関しては、それぞれ従前の月額30,869円から月額30,868円に変更した上で、同年4月分及び同年5月分については、障害基礎年金の月額64,941円を収入として認定して充当し（合計収入充当額95,809円）、同年6月分については、障害基礎年金の月額65,008円を収入として認定して充当（合計収入充当額95,876円）する旨の各保護変更決定処分を行ったことが認められる（本件各処分）。

どの時点まで保護変更により収入認定できるかの点について、遡及変更の限度は3か月程度と考えられるべきであるとされているところ（上記1・(3)・イ）、本件各処分は、収入認定を行った月の前々月である平成31年4月ないし収入認定月である同年6月までについて、それぞれ退職共済年金の収入認定額の変更及び障害基礎年金の収入認定を行い、充当したものであるから、前記1の法令等の定めに従ってなされたものであり、違法又は不当とすべき点を認めることはできない。

なお、平成31年4月17日、母からの本件収入申告で申告されている共済年金及び障害基礎年金はいずれも収入として認定すべきものである（1・(2)）から、処分庁は、同日以降すみやかに共済年金の収入認定額の変更及び障害基礎年金の収入認定をすべ

きであったといえ、処分庁は、同年6月12日に至るまで収入認定せず、本来の要保護性の程度に比して過大に保護費を支給していたことが認められるところ、本件収入申告に基づく本件各処分が適切になされていることは上記のとおりであるから、処理の遅れがあったとしても、このことをもって本件各処分が取り消されるべきものとは認められない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、第3のとおり、本件各処分は、地裁判決が示した各事情を考慮しない著しく妥当性を欠くものであるから、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱又は濫用した違法な処分である旨主張する。

しかし、地裁判決は、法63条の返還金額決定処分に関するものであって、本件各処分は、いずれも法25条2項に基づく保護変更決定処分であり、また、本件各処分に違法又は不当な点がないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

(2) また、請求人は、地裁判決が、法63条による保護費返還金決定処分に関するものであったとしても、その考え方は法80条に基づく返還免除の際にも適用されるべきであって、処分庁には法80条にいう「やむを得ない事由」が存するかどうか考慮した上で判断する義務があったとし、処分庁がかかる義務に反している旨を主張している。

そこで、当審査会では、本件各処分における同条の適用に関して、処分庁に対し行政不服審査法74条の規定に基づく調査を行ったところ、次のような回答を得た。それによると、「生活保護の制度上、母親の体調不良や、これに伴う交通費に関しては、医療扶助により別途保護されるべきであるし（法11条4号、15条）、食費については、法8条に規定される、厚生

労働大臣の定める基準により算定された各月の保護費により賄うべきものであり、これらが法８０条で規定する『やむを得ない事由』には当たるとは認められない」との説明であった。

以上のことから、処分庁がこのように判断して法８０条を適用しなかったことは不合理であるとはいえない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来